

## 高校生等通学定期券補助制度について

子育て世帯においては、高等学校進学以降の経済的負担が大きくなっているところ、平成27年度の兵庫県における通学区域の再編の影響もあり、特に遠方通学の場合は家計に重く負担が生じている。

そこで、高校生の通学定期券代が一定額を超える場合に、所得制限を行うことなく、また、対象となる公共交通機関を限定せずに、補助金を交付する制度を創設する。

これにより、子育て世帯の負担を軽減し、子どもの進路選択の幅を広げることで、子育て支援の充実を図る。

### 1. 令和4年度の実施内容

令和4年9月～令和5年3月の高校等通学のための定期代のうち、84,000円(月平均で12,000円)を超えた部分の2分の1を補助する。

#### (1) 対象者

①及び②をいずれも満たす方

① 補助対象期間中に神戸市に住民登録のある高校生等であること

② 満18歳となる日を含む年度を超えていないこと

※対象となる学校：高等学校（全日制・定時制・通信制）／高等専門学校／中等教育学校（後期課程）／専修学校（高等課程）／外国人学校

※市外・県外の学校も対象

※所得制限はなし

#### (2) 補助対象期間

- ・9月1日～令和5年3月31日の7か月（令和5年度以降は4月1日～3月31日の12か月）
- ・他の制度（生活保護受給世帯、ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金交付世帯、福祉乗車証、特別支援教育就学奨励費等）で当該経費についての支援・補助がある月や、市民でない月は対象外

#### (3) 補助対象経費

- ・補助対象期間中の公共交通機関の通学定期代の総額
- ・定期券の有効期間が補助対象期間外を含む場合は、日割り計算
- ・切符・回数券、新幹線・特急料金等は対象外

#### (4) 補助額

- ・補助対象経費のうち、84,000円（@12,000円×補助対象期間の月数）を超える部分の2分の1
- ※算出後、100円未満の端数を切捨てた金額が補助額。
- ※1,000円を下回る場合は、補助金を交付しない。

#### (5) 申請の受付

令和5年1月4日（水）～4月14日（金）に申請。

申請には、補助対象期間の定期券の券面の写真の添付が必要。

#### (6) 補助金の支払

申請後に、当該年度の補助金を一括して支払う。

### 2. 令和5年度の実施内容（予定）

当該年度の高校等通学のための定期券購入費のうち、144,000円（月平均で12,000円）を超えた部分の2分の1を補助する。申請の受付は、令和6年1月～4月を予定。

### 3. 高校生等への制度周知

- ・6月15日 プレスリリース
- ・広報紙KOB E 7月号、9月号（予定）、1月号（予定）及び6月16日以降神戸市のホームページに、制度概要について掲載する。

神戸市ホームページ URL

<https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/seshonen/kokoteiki/kokoteiki.html>

#### 【担当】

こども家庭局こども青少年課  
菅野・安岡

TEL：322-5181